

前橋市公共交通再編PR業務委託事業仕様書

1 件名

前橋市公共交通再編PR業務委託事業

2 業務実施期間（予定）

契約締結日 令和3年12月10日

委託期間 令和3年12月10日から令和4年3月31日

3 履行場所

受注者に一任

4 業務目的

前橋市交通政策課では、前橋市公共交通計画、利便増進計画を策定し、市内公共交通ネットワークの再編事業を実施している。本事業では、再編事業のうち、令和3年10月1日から提供を開始した「Ma eMa a S」や「委託路線バスの路線変更」、令和4年4月1日から実施予定の「本町ラインの等間隔運行」や、今後導入予定の地域連携型ICカードなどを中心に、市民及び利用者に対して「効果的」で「わかりやすい」周知を行うことを目的とする。

5 業務仕様詳細

(1) 業務内容

タブロイド紙の制作。この制作とは、企画立案、日程調整、写真・動画の撮影、編集、デザイン、コピーライト、レイアウト、校正、印刷、製本、納品、工程管理などタブロイド紙制作に必要なすべての作業を含むものとする。

なお、制作にあたっては、発注者と協議をするものとする。また、予算内で追加の媒体（パンフレット、WEBサイト）等の作成をすることは妨げない。

本事業に必要な資料の収集や撮影は、受注者が行うものとし、発注者は受注者の業務の遂行に協力するものとする。（既存資料や写真の提供など）

(2) タブロイド紙の印刷、製本

ア 印刷様式 オフセット印刷

イ サイズ等 タブロイド判

ウ ページ数 8ページ

エ 刷 色 オールカラー

オ 印刷部数 15万部

カ 校 正 最低3回

(3) 電子データの作成

受注者は、以下のデータも作成し、電子媒体で納品するものとする。

ア PDFデータ (必須)

イ 編集可能なデータ (例：イラストレーターデータ) (提出可能な場合)

(4) 納期・納品

ア 場 所 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市役所5階 前橋市未来創造部交通政策課

イ 期 日 令和4年3月18日 (厳守)

ウ 納品方法 「6 タブロイド紙の用途」のとおり、広報まえばしと同封で
毎戸配布を行うため、発注者が納品前に別途指定するとおりの部
数ごとに分けて納品すること。

6 タブロイド紙の用途

(1) 市内毎戸への配布 (前橋市発行の広報まえばしと同封)

(2) 市内各所での配布等

(3) その他、市が必要と判断したもの

※(1)については、必須とする。(2)の具体的な方法や場所などについては、受注者の提案を基に協議する。

7 企画コンセプト

(1) 目的

市民を中心に、公共交通の再編で「何が変わり、どのようなメリットがあるのか」を伝えること。また、特に再編を行わないものを含め、公共交通を活用することで、どのような「暮らし」ができるのか提案すること。

(2) 内容 (コンテンツ)

ア 本町ライン (路線バス) の等間隔運行

イ 市内路線バスへの地域連携ICカードの導入 (一部導入済み)

ウ バスマップの更新 (系統番号の改正等)

エ Ma eMa a S

オ 委託路線バスの経路変更

カ シェアサイクル cogbe (あかぎ cogbe 含む)

キ 自動運転バス

ク 上毛電鉄

※可能な限り、全てのコンテンツを紙面に掲載すること。すべての掲載が困難な時は、記載順を優先順とし、なるべく多くのコンテンツを掲載すること。

※これらのコンテンツについて、概要や変更点のみを一方向的に伝えるのではなく、具体的な活用方法や実体験を基にしたコラムなどを織り交ぜ、多くの読者の興味を引くような紙面構成とすること。

(3) ターゲット

全市民（特に車から公共交通への転換を促進したい20代～50代）

(4) 今後の展開

来年度以降も、随時交通再編を実施する予定であり、継続的な情報発信を予定している。

8 業務報告

受注者は本業務の遂行状況について、本市に随時報告を行うこと。また、業務終了後、業務完了報告書（前橋市指定様式）を提出すること。

9 再委託の禁止

再委託は原則認めない。ただし、書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではない。

10 契約の解除

発注者及び本業務の受注者は、相手方が本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて催告したにも関わらず、当該違反が是正されないときは、本契約の全部又は一部を解除することが出来る。なお、本条による契約の解除は、損害賠償の請求を妨げないものとする。

11 その他

- (1) 本契約の履行に当たっては、前橋市条例、規則、その他法令等を厳守しなければならない。
- (2) 本契約に基づく成果物の所有権は、本市の成果物の引き渡し完了した時に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は成果物の引き渡しをもって本市に譲渡されるものとする。また、受注者は、成果物に係る著作権者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。
- (3) 本契約の履行に当たり、第三者が権利を有する著作物がある場合には、著作権その他知的財産権に関して、必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受注者において負うこととする。
- (4) 受注者は、本契約の履行に当たり、受注者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、知り得た機密、個人情報等をみだりに漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。なお、本業務を通じて知り得た個人情報については、前橋市個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (6) 受注者は、本契約の履行に基づく業務を処理するため、本市から提供された資料等を本市の許諾なく複写又は複製してはならない。

- (7) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、本市と協議の上、決定すること。